

令和5年豊能町議会6月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和5年6月8日（木）

豊 能 町 議 会

令和5年豊能町議会6月定例会議
総務建設常任委員会

年月日 令和5年6月8日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 5名

中川 敦司 才脇 明美 寺脇 直子
管野英美子 秋元美智子

欠席委員 1名 川上 勲

委員外出席 永並 啓(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
総 務 部 長	入江 太志	総 務 部 理 事	松本真由美
都 市 建 設 部 長	坂田 朗夫	都 市 建 設 部 理 事	浄住 修
まちづくり創造課長	田中 久志	秘 書 人 事 課 長	池田 拓也
総 務 課 長	寺倉 義浩	行 財 政 課 長	山内 拓
建 設 課 長	中谷 匠	都 市 計 画 課 長	田中 克生
農 林 商 工 課 長	中谷 康彦	吉 川 支 所 長	高田 浩史

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 平田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和5年豊能町議会6月定例会議付託案件について

- ・第44号議案 豊能町事務分掌条例改正の件
- ・第45号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
- ・第48号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件
（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（中川敦司君）

皆さん、おはようございます。

今日はどんよりと曇っておりますけれども、これからちょっと昼からですかね、雨が降ってジメジメしそうな感じがありますけども、しっかりと今日ね、付託された案件をしっかりと審議していきたいと思っておりますので、どうかご協力をお願いいたします。

そうしましたら、着座にて進行させていただきます。

ただ今の出席委員は、5名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

おはようございます。

気候も大分暖かくなってまいりまして、ちょっと息苦しくなりましたので、マスクを、副議長の命によりましてとらせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会では、44号議案、それから、45号議案並びに48号議案の関係部分につきまして、御審議をいただく予定となっております。

詳細に御審査をいただきまして、議員の皆様方には御理解を賜りたいと存じておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

それでは、本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

令和5年豊能町議会6月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第44号議案 豊能町事務分掌条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

おはようございます。

秘書人事課、池田です。

そうしましたら、今回提出させていただいております、第44号議案 豊能町事務分掌条例改正の件について説明させていただきますが、概要説明の前に、今回の改正につきましては、組織の改編に伴います条例の改正となりますことから、組織機構図により御説明をさせていただきたいと思っております。

Side Books内、全員協議会の令和5年6月2日以内に資料を入れておりますので、ごらんください。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（中川敦司君）

ちょっと待ってくださいね。皆さんOKですか。

開けられましたか。

（「はい」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

すいません。いいですよ、どうぞ。

○秘書人事課長（池田拓也君）

はい、そうしましたら初めに、今回の組織改編の目的でございますが、主に次の5点になります。

資料の右上をごらんください。

一つ目といたしまして、組織の機能性を発揮するよう部を改編し、コンパクト化いたします。

現在の4部制から、住民部を廃止し3部制といたします。

2番目としまして、各課の業務の平準化のため課を改編いたします。

総務部内の組織を見直し、各課の業務を平準化します。

三つ目といたしまして、所掌事務に準拠した組織名称の変更でございます。

部では、保健福祉部を生活福祉部に、課では、まちづくり創造課を総合政策課、秘書人事課を広報職員課に組織名を変更いたします。

四つ目といたしまして、課内室の必要性を検討し、設置または廃止をいたします。

総合政策課内に、公共施設再編室を新たに設置し、総務課の臨時給付金室、住民人権課の男女共同参画室、都市計画課の公共建築室、農林商工課の観光振興室を廃止し、現在の10室から7室といたします。

5番目といたしまして、重要課題に迅速に対応するための体制整備ということで、教育委員会に設置していましたが保幼小中再編整備室を都市建設部の部内室に改編し、また、総合政策課内に公共施設再編室を設置いたします。

次に、組織ごとに変更点を説明させていただきます。

まず、資料の左側でございますが、令和5年の3月議会で、ちょっと御説明をさせていただきまして、事務分掌の改正を認めいただいたところでございますが、そのとき御説明を申し上げました組織図で、政策監の位置がですね、副町長の直下ということで、お示しをさせていただいていたわけですが、政策監につきましても、部長級と同じ職階でございますので、現在お示ししている位置に変更するものでございます。

特に政策監の役割等に変更が生じるものではございません。

そうしましたら、右側の主な事務というところで、初めに吉川支所でございますが、事務に特に変更はございません。

次に、総務部でございますが、現在の住民部税務課が、総務部に移設となりますが、税務課の事務に変更はございません。

総務部内の組織名称でございますが、まちづくり創造課が総合政策課に、秘書人事課が広報職員課に名称変更になります。

変更後の各課の事務につきましては、総合政策課の事務は、秘書人事課から秘書、栄典、政策会議を移管し、新たに課内室として、公共施設再編室を設置いたします。

広報職員課の事務は、行財政課から選挙管理委員会を移管いたします。

総務課の事務に変更はございません。

行財政課の事務は、選挙管理委員会を除いた事務となります。

続きまして生活福祉部でございますが、現在の住民部住民人権課が生活福祉部に移設となり、住民人権課の事務は、更生保護司を除いた事務となります。

福祉課の事務は、住民人権課から更生保護司を移管いたします。

福祉相談支援室の事務は、教育委員会子ども育成課から、児童虐待相談を移管いたします。

保険課及び健康増進課の事務に変更はございません。

次に、都市建設部でございますが、新たに部内室として、保幼小中再編整備室を設置し、教育委員会教育総務課から、保幼小中再編整備室を移管いたします。

現在の住民部環境課が、都市建設部に移設となりますが、環境課の事務に変更はございません。

建設課、都市計画課、農林商工課の事務につきましても変更はございません。

次の会計管理者、出納室につきましても

組織、事務ともに、変更はございません。

続きまして、教育委員会事務局、こども未来部でございますが、初めに教育総務課でございますが、保幼小中再編整備室を除いた事務となります。

義務教育課の事務に変更はございません。

こども育成課でございますが、児童虐待相談を除いた事務となります。

生涯学習課の事務に変更はございません。

なお、事務の内容につきましては、本条例を認めいただいた後に、条例の施行日でございます令和5年10月1日にあわせてですね、事務分掌規則など関係規則を改正していく予定でございます。

また、住民への周知につきましては、広報とよのの8月及び9月号、また町のホームページで住民に、周知のほうをしていく予定でございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

それでは、第44号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の28ページから30ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらんください。

改正の理由でございますが、町の抱える重要課題に迅速に取り組む体制を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条では、地方自治法第158条第1項に規定する、町の直近下位の内部組織を現在の4部から、総務部、生活福祉部、都市建設部の3部に改めるものでございます。

第2条といたしまして、第1条で、改めた組織の事務分掌を規定するもので、改正内容といたしましては、第1項総務部の分掌事務は、現在の分掌事務に、現在住民部が所管しております税に関するものを追加し、第2項生活福祉部の分掌事務は、主に

住民、保険、福祉に関わる事務を所管するもので、その分掌事務は、現在の保健福祉部の分掌事務に戸籍住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項、人権に関する事項、男女共同参画に関する事項、消費生活に関する事項を追加し、第3項都市建設部の分掌事務は、現在の分掌事務に、現在住民部が所管しております環境の保全に関する事項、廃棄物に関する事項、衛生に関する事項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長(中川敦司君)

はい、そうしましたら、これより本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員(管野英美子君)

おはようございます。管野です。

前の組織から、女性活躍室っていうのがなくなったということですが、もうしっかり女性活躍してますし、その役目、わざわざ室をつくらなくても、その役目が終わったという言い方はよくないけれども、住民人権課で普通に仕事ができるという理解でよろしいですか。

○委員長(中川敦司君)

はい、池田議長人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

男女共同参画室でございますが、今回廃止させていただいてるところで、今もう既に女性が活躍をしているから、役割は、もう達したのでなくすという意味合いではございませんでして、何分、町の組織っていうのは少人数制でやってる中で、課内室を設けて当然室長という職を設けるわ

けなんですけれども、一方ではそれをモチベーションにしてですね、業務に取り組むというところもあるんですが、一方では、職員間ですね、なかなかコミュニケーションをとりにくいというような声が多々ございまして、今回廃止する室ほかでも同じようなことが言えるんですけれども、特に室をなくしたことによってですね、住民さんへの何か影響があるかと言いましたら、特に、課または室で取り組む事業につきましては広報等でしっかり周知をしていけばですね、特にこの室を残しておく意味はないのかなというところで今回廃止をさせていただきます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

女性活躍室はわかりましたけれど、農林商工課の観光振興室がなくなりましたけれど、これってこれから道の駅をやりそうな答弁もいただいていますし、農×観光って、以前、塩川町長が、道の駅を白紙にされたときに、農×観光から道の駅を外してくださいと言って高木当時の建設部長が新たに、それを外した計画を差し替えですって持ってこられたのを覚えてるんですけど。

これから観光というのはとても大事なことだと思うんですね今、池田課長がおっしゃったその室っていうの外しても機能するということなんですけども、特にこの部分は大事じゃないんですか。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

議員今おっしゃられるとおり、観光関係の施策というのは、町のほうでもやっぱり最重要課題というところもございまして、

今回政策監の職務の中でですね、農業観光施策の推進ということを書かせていただいております。

当然この小規模の職員数の中でですね、こういう大きなプロジェクトを進めていくに当たっては、なかなか現員の職員だけではどうしても回り切れないというところもございまして、こういう重要施策に対して、対応するときはですね、プロジェクトチームになるのか、新たに室を設置するのかというのは現時点でははっきりしておりませんが、そういう体制を整えてですね、進めていくというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

廃止する室のことはわかりましたけど、昨日の総括質疑で永谷議員がおっしゃったように、まちづくり創造課のようなところに仕事集中している。これを分けるみたいなことで政策監もしっかりと見ていただくのはわかるんですけども、このスマートシティについては、もう全庁挙げて検証するという事なんですか。

今後はこの、総合政策課でやるということなんですけども、ここの項目には載っていないんですけども、その体制をお聞かせください。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回お示しさせていただいてます主な事務の中でですね、スマートシティという記載がなくですね、どこでどうするのかというお話だと思うんですけども、一義的にはまず、今現在まちづくり創造課のほうでしておりますが、総合政策課のほうで、所管

ということにはなるんですけども、進めていく規模感によってはですね、先ほど説明しております、農業振興関係の施策と同様にですね、そういう体制を築いていかないといけないのかなど。

一番初めにありました、職員数のお話でございますが、総括質疑のときに総務部長が答弁しておりますとおりですね、今後10月1日に向けまして、人員の配置につきましては、偏りのないように、今回平準化するということのも当然の目的としておりますので、その辺はしっかりと対応していきたいと思っております。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

仕事量がすごく増えている中で、会計年度任用職員を採用するみたいな話も出てたと思うんですけど、昨日の一般質問で高尾議員の一般質問だったと思いますけれど、学校の支援員が足りない、通級の人が増えて、この優先順位をね、どこへ持っていくのか。

会計年度任用職員さんも、自分の希望する仕事、学校とこの町の職員の仕事をすっていうどっちが優先なんですか。

今通級に通っている方の支援員が物すごく足りないと思うんですが、通級の人が増えたからね。

その重さをどうされるんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

すいません、質問の内容なんですけれども、会計年度任用職員の支援員が不足しているという事態で、そのまま今必要数が確保できていないという状況に対して、どの様に考えているかということですか。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

この職員で賄えないところは、会計年度任用職員も採用するっていうことですよ。

そうではないんですか。

もう今の職員のまま、この体制でいけるんですか。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

申し訳ございません。

全体的な業務の中で、職員数が不足していった中で、会計年度任用職員をと内容でよろしかったですかね。

当然本来ですと正職なりをですね、採用してっていうのを一番初めに考えるわけでございますが、正職にしかできない仕事なのか、会計年度任用職員でもできる仕事なのかという区分をしっかりとした上でですね、こういう財政事情というのを当然考えながら、ただ人材が全くないっていうようなことをしてしまいますと、業務が完全に停滞いたしますので、そういったことがないように、所属等と調整しながら、場合には会計年度任用職員を任用してというようなことになるかと思えます。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

私地域の暇な人をリストアップしてって、もう個人情報だだ漏れで、教育委員会のほうにお知らせしたことがあるんですけども、それは学校で働いてもらう人だったかもしれないけども、全体にこれから人が足りなくなっていくですよ。

そうしたときに、こっちで働いてもらいたいけども、学校のほうが優先じゃないん

かなと思ったりしたのでそういうふうに聞いたんです。

だから、こちらで採用されるのか、学校の支援員で採用されるのか、どうやってその優先順位つけるのかなど。

ちょっとした疑問でした。

すいません。

○委員長（中川敦司君）

結局、支援員ってなってくるとそれなりのやっぱり資格か何かが必要なかったからね。

要はそういう支援員も必要になる。それから一般のこういう事務かな、職の方も必要になるけどもその辺りどっちを優先すんねんっていうそういう採用の場合に、その話をしてあるのかな。

はい、入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

総務部、入江です。

今、学校の支援員の不足が結構著しいというようなお話だったと思います。

学校の場合は、基本は府費負担教職員が担うべきもの。支援の担任というのが基本的には、府費負担でありますので、ただ、今通級とかの見直しがございますので、なかなか支援学級から通級に、今移ってると思いますかそういう傾向が昨年度から、大阪府とか国の指導等でですね、そういう動きをこれは府内全域でそういう傾向にあります。

その中で通級に子どもがたくさん移ると、なかなか先生だけでは負担がしんどいということで支援員をつけて、補助するといいますか、そういうような流れになってると思います。

ただ、今の学校の現場の状況とか、これから町長部局で進めている懸案の処理とか、いろいろ地方分権もございますし、その中

はですね、今ここで学校が優先とかというわけではなくて、総合的に判断してですね、どの部署に会計年度任用職員を張りつけて業務を円滑に回すのがいいかというのは、その時々々の状況、関係課とも調整した上で、検討していきたいと思っておりますので、今ここで比較する業務が何かというのはちょっとわからない中で、学校が優先というわけにはちょっと今お答えしにくいかと思いますが、それは諸般の事情を見てですね、判断していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。

ほかありませんか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

よろしく申し上げます。

子どもさんの虐待の担当は、今度移られてますわね。

今まではちょっとこちら辺が足りなかったとか、こういうふうにより充実させるために、移られたと思うんですが、ちょっとその背景を教えてくださいなんです。

今まででしたら、こここのところの連絡が足りなかったとか、より良くするためにこういうふうになりましたというところの説明をお願いします。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回虐待相談の件を教育委員会のこども育成課からですね、福祉課の福祉相談支援室のほうに移管するというところで、御説明申し上げてるところでございますが、移管した経緯というところですが、実際相談に対応する職員というのが、当然、専門的な

知識を有する職員が、やはり複数名いる中で、対応していかないといけないという中で、現在、こども育成課で対応している状況では、なかなかスムーズにいかない部分っていうのも当然ありまして、以前からその部分をですね、どういうふうに対応していくかというような協議を進めていって、現在、現在の福祉相談支援室には、様々な職種の専門職がおりますので、そちらのほうで対応させていただくことが、より迅速に対応できるという判断のもとですね、虐待相談の事務を、福祉相談支援室に移管したというところでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

私単純にね、子ども、学校間、先生のいろんな情報集まりますよね、教育委員会に。それで対応しますよね。

そこでやっぱりちょっとこれは無理があるなと思ったら、自動的に福祉相談室のほうへ回ったかと思ったら、そうじゃなかったんですね。

やっぱり学校の先生たちの中で、何とかしようというふうなそういう対応だったんですか、これまでは。何を気にしてるかっていった場合に、ここにはある面、専門家のね、いろんな対応っての非常に期待するところなんです、元の虐待の状況をつかみ取るっていうのは、やっぱり教育委員会だと思うので、その辺りはどういうふうになってるのかをお尋ねするんです。

今までの経緯と、それから今後その辺りは大丈夫なのかなあと。

要は両方の連絡が必要ですよ。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今委員おっしゃられてます、連携のところだと思うんですけども、小中学校の方々も当然、児童虐待につきましては、要保護対策協議会の委員を兼ねていただいて、そこでしっかり情報の共有はしていただいているということがございます。

ですので、今回は福祉相談支援室にですね移管することによって、何かその情報が入ってくるのが遅くなるとかですね、共有ができなくなるとか、そういうことはちょっとこちらのほうでは考えてなく、あくまでもまず初期対応させていただく段階で、専門職、知見のある方が、複数人いるほうが、より迅速に対応できるというようなところで福祉相談支援室のほうに移管したものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

逆に、これまでは学校内だけで対応して、福祉相談室のほうには回ってなかったと。回ってるんですよ。

回ってるんですよ、当然ね。

今回、ここに持ってきたっていうその、なるほどってところが、もう一つピンとこないんですよ。

それだったらやっぱり逆に今度はここから抜くことによって、学校での対応が中途半端になるんじゃないかなっていう心配も今持ってしまったものですから、その説明をお願いします。

○委員長（中川敦司君）

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

総務部、入江でございます。

私も昨年度まではこども未来部におりましたので、そういう虐待の対応とかの相談とかに入っていた場合もあります。

基本は、子どものしんどさといいますか

教育上の配慮とかいうところは、教育委員会が主として子どもと接していますので、それは学校の先生であるとか、あるいは保育士や幼稚園教諭であるとかが対応するんですが、子どもがしんどい場合、虐待の場合は、常に親が、保護者がやはりしんどいんですね。保護者がしんどい、これは大人の対応になりますので、その場合はですね、この福祉相談室の職員とですね、連携をとりながら、保護者は、福祉相談室はこれは大人の対応になりますので、なかなか現場の保育士とか幼稚園教諭では、親の対応にやっぱり苦慮してきたところがあります。

子どもは、基本的には、親に従わなければいけないというところで、親の影響をすごく受けるというようなところがありますね、セットで動くといいますか、そういうような事案がほとんどでございます。

なので、福祉相談室のほうに力を借りていろいろ相談をしてみいました。

要対協の調整事務は、基本今まではこども未来部のこども育成課が担ってたんですが、その場合、基本的に保護者の対応になる、そこを主眼にした対応になりますので、子ども家庭センターでありますとか、場合によっては警察とかも入ってですね、対応してたんですけど、その辺の緊急を要する事態もございますので、その場合に専門職が同じ部局にいてないということは、非常にちょっと不安になりますんで、福祉相談室に相談したりしたことも非常に最近事案が多くなってきました。

子どもは少ないんですけど、結局転入でそういう保護者の方も増えてきましたので、なかなかこども未来部で、こども育成課で担うのは、なかなか今の人員配置ではしんどいであろうということで専門職は、大人を中心におりましてですね保健福祉部のほうに、その音頭をとっていただいて、現

場現場で情報提供とか、調整会議をしていますけど、やはりその辺の見立てはですね、やっぱりそちらのほうに、主になって動いていただくほうがより円滑に迅速に処理が進むというような経過から、このような移管をしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほかいいいですか。

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

ちょっと確認したいんですが、まちづくり創造課は非常に今、スマートシティなどで仕事が増えていたと思うんですけども、今回、まちづくり創造課が総務部の総合政策課に改編されて、そこで、公共施設の再編とスマートシティに取り組むというような答弁だったかなと思うんですけども、これは以前まちづくり創造課、ちょっと仕事が多かったような感じで、非常にいろいろ頑張ってくれたと思うんですけど、総合政策課に、このまちづくり創造課が、今回改編されることで、どの点がより効率的になったのかということと。

一問一答のほうがいいですね。

まずそれをお伺いします。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回まちづくり創造課がですね、名称が総合政策課というところで、名前を変えておりますが、実際所掌する事務につきましては、特に新たにですね何か事務をついてところは実際に考えてないんですけども、ここに書いております、御指摘ありました、例えば公共施設の再編であるとか、先ほども御指摘ありましたスマートシティ

関連で、当然、総務部内の五つの課ですね、職員数が全て一緒で、事務をするっていうことは当然考えておりませんので、当然その業務バランスに応じたですね職員を配置をしていくと。

ただ、総合政策ですので企画関連の仕事っていうのを分割するというのは、これはちょっとまだなかなか実際、総合政策課で、企画関係をしてるのに、その一部の企画だけを違う課がするってこれはちょっとおかしいことになりますので、総合政策課内で行う事務につきましては、人員配置等をしっかりした上でですね、対応していくというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

今後、まちづくりとか予算編成改革とか行財政改革を進めていかないといけないと思うんですけども、特にこの重要課題に迅速に取り組むということで、今後の予算編成改革とか行財政改革を進めるに当たり、今回のこの体制は、組織体制はどのように、より効果的になっているのか伺います。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回の改編に当たりまして、委員御指摘いただいております予算編成でありますとか、行財政改革、所掌する事務につきましては今までも行財政課のほうで所管していただいております、今回10月1日以降もですね、引き続き、行財政課のほうで対応していただくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

もう一度確認なんですけど、スマートシティについてなんですけどね。

今までからも、インフラとかは都市計画課の方がやっていただいたと思うんですけど、あと2年間検証するっていう作業が残っていると思うんですが、そのまとめはこの総合政策課で、インフラとかは都市計画課、スマートバンドとか福祉のほう、そういうふうに、連携をとってされていくという考えでいいですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

委員おっしゃられるとおり、総合政策課のほうで、まず中心になってやっていただいて、当然メニューによりましては、他の部門にまたがるようなメニューも当然ございますので、その辺りはしっかり横連携をとりながらですね、進めていきたいと思っております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。

ほかいいいですか。

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

確認みたいな感じの質問なんですけど、状況的にあんまり変わらないと言っていましたね。ということは、この働く場所の移動もないと。

住民のあれはどこ行った、ここはどこ行ったってことないように、そこはちょっと確認したい。

今の事務の場所のままなのかどうか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

執務場所が変わる部局でございますが、先ほど児童虐待の関連でお話ししました分の事務がですね、役場の教育委員会のこども育成課から、支所内でございます福祉相談支援室に移りますが、特に何かその机を大々的に動かしてとかっていうことはございませんので、その虐待事案に対する窓口がこちらですよというアナウンスをしっかりとしていこうかというのが一つ。

もう一つはですね、教育委員会の総務課内にございました公共施設の再編整備室、これが町長部局の都市建設部内の室として移管いたします。

実際教育委員会、今現在もですが、特別室というものをですね、別に設けてるというわけではございませんが、三階に上がったときにはですね、ちょっと場所的にどういふ配置になるかというのは今後の検討でございますが、三階に室を一つ、机を並べる予定をしております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

はい、ほかいいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

都市建設部に、保幼小中再編整備室が改編されてるんですけども、これも、ハード面のことでそういうふうに改編したのかなと思ってるんですが、この点について伺います。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

都市建設部内に部内室といたしまして保幼小中再編整備室を設置しているところでございます。

今現在は教育委員会のほうに、ハード面

の対応いただくということで室を設けておりますが、より迅速に対応するためにですね、町長部局のほうで、対応させていただきたいということで今回移管したわけなんです。

ここの室につきましては、これからになります。技術職ですね建築職の方が主に中心になるかと思うんですが、ソフト面については教育委員会と連携を図りながら、対応していくということで今回都市建設部内に新たに室を設置してるというところでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、よろしいか。

はい、才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

組織図はわかりました。

次は職員の個々の人材についてお伺いしたいんですけど。

これはまた違う、ここでは聞いたら駄目。聞いてもいいですか。

例えば、専門職っておっしゃいましたけど、専門職は技術職員、しかしそういう方ばかりではおられないと思うんですけど、例えば農林商工課で、農業に余りちょっと知らない人がね、

例えば、これは私が直接聞いたんですけど、JAの何か集まりで、職員が1人行かなければならなかった。そしたらそこでその職員は、僕、農業のことわからないんですと言ったそうです。

これ前もちょっと言ったかもわからないですけど、それと私は、志野の里である職員と会ったときに就農支援事業についてちょっと教えてほしいんですけどって言ったら、その人長靴履いてたんですね。

その就農支援塾の帰りだったそうなんですけど、僕知らなくて行ったんですとおっしゃったんですね。

じゃ、そういう人がそういうふうに関わるのかと思ひまして、だからこの町は発展しないのかとか、いろいろ考えたんですけど、例えばどこの企業でもありますがどこの部署に行きたいとか手挙げて、一応そういうふうな、評価するときに、そういう希望するようなことはあるんですか。ちょっとその辺詳しいちょっと教えていただきたいんですけど、資質がない人が、もうやる気がない人が、そういうとこ行ってももう発展しませんよね。

そしたらもう研修という形になるかもわからないですけど、職員教育というか、私がこんな言うたらちょっと偉そうになるかもわからないですけど、やっぱりこれ基本的な問題だと思うんですけど、その辺をこの役場この行政が発展するためには、それが基盤だと思うんですけど、その辺ちょっと教えていただきたいです。

○委員長（中川敦司君）

答えられますか。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

まず1点目でございますが、職員の異動の希望ということでございますが、今現在は希望制は引いておりません。

2点目で、専門職に関連いたしまして、具体的には今農林商工課のお話いただいたところなんですけれども、当然行政がやっていく仕事というのは多岐にわたるところがございまして、専門職でしかできない仕事と、一般職でしなければいけない仕事っていうのがあると思うんですね。

一般職につきましてはそれぞれ配属されたところで、それなりに、そこの職務を遂行するのにいるスキルを自ら身につける。あるいは研修担当課がそういうメニューを提供して、スキルを上げていただくと、い

うような対応をさせていただいてるところですので、今御指摘いただいたような形で職員にやる気がとかっていうところはこちら職員を所管している担当課でございますので、今後そういう形で何らかの研修なりをですね、もっと受講していただいて、スキルを上げるように、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、才協副委員長。

○副委員長（才協明美君）

モチベーションがすごく大事だと思うんですけど、このまちづくりもこういうことになってますけど、まちづくりの人材はすばらしかったと思うんです。命をかけて仕事をしてたと思うんです。

私はもうそれはもう敬意を表しますが、でもこのトップダウンでこういう人事配置になったかもわかりませんが、運不運と言ったら悪いかどうかかわからないんですけど、運が悪かった、その年は悪かったのかなとか、私は、そばで見てそう思いました。

ここにおられる方は、もうすごいすばらしい方だと私は思って本当に思っております。

しかし、その人たちがその下を育てていくっていう、本当に育ててほしいと思います。

今日はこれで結構です。

○委員長（中川敦司君）

はい、ほかはいいですか。

ほかなければ、ちょっと私のほうからもいいですか。

ちょっと疑問に思っていること、何点かありまして。すいません、まず1点目ね、この組織図で、政策監ですね、このブロック図のこの位置については、私4月の組織改編のときに、この場所こんなんでいいか

なみたいなの、ちょっと疑問でいろんなことを質問うか言わしてもらった、ちょっと記憶あるんですけどね。

結局、4月1日時点の政策監の位置そのものが、やっぱりちょっとおかしかったんちゃうかっていうふうなことでここに持っていったというそういう感覚でいいんですかね。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

委員長おっしゃられるとおりでございます。

○委員長（中川敦司君）

やっぱりそうやってんな。うん。まず1個目終わり。

次にね、この今回説明図の右側に、各部門各課のやる仕事の内容があって書いてあって、ちょっと気になったのが、今回の新しい部門、広報職員課って書いてますね。

今で言うところの、池田秘書人事課長のところの部門になるんかと思うけど、そこに選挙管理委員会が、行財政課から移ってきましたというふうに、そのような説明がございましたけども、当然人員のいろんな配置これからされていくと思うんやけども、当然この選挙管理委員の仕事というのは、行財政課のメンバーでやっていただけてますけど、そのメンバーが言うてみたらこの広報職員課に行きはるということになりそうなのか、それともいやいやもう全然もう選挙管理委員会の仕事はもう全然別な人がやるかもしれません、そんなふうになるのかその辺りどうなのかちょっとお伺いします。

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

業務を遂行するに当たりましては、現在

している職員をとというのが一番スムーズに流れるかというふうにも考えるところではございますが、今回新たにですね、今の秘書人事課が名前が変わりまして広報職員課になりまして、選挙事務をするということで、特に行財政課で選挙に従事した職員をですね、全員そちらのほうに移してするということは考えておりません。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

いや、私心配してるのは、結構いろいろやらかなん事が、3か月に1回のね、やらかなんこととか、あと実際選挙だったらいろいろやらかなんことありますけども、その辺りって結構ややこしそうかなと思うんでね。

そんなに全然もう、今まで、全然携わったことないようなメンバーだけでやらかなんかと思ったら、ちょっと混乱しないかなとかね。特に今、これ岸田総理大臣が決めることやけども、衆議院の選挙をもしかしたらあるかもしれないという、もしかしたらこの10月1日以降にこんなんがありそうな感じもするからね。

そうなったときに、全然選挙管理委員会のそういう業務携わってなかった人ばかりでやるんだったら大丈夫かなとかね。

ちょっと私はピットと思たんやけども、そういう状況になっても大丈夫なのかなと思って質問してるんです。

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

御心配いただきましてありがとうございます。

通常4月1日の定期異動のときにも、実は同じようなことが言えまして、各業務で、こういう選挙の事務につきましても、私そういう一切排除しないというような発言を

しておりますが、やはり知識を持った方ですね、いろいろ引継ぎなりですね、教えていただきながら、目的としましては選挙はですねスムーズにというところが一番の目的でございますので、その辺りは職員間で連携をとりながら、協力してもらいながら、進めていくというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

あと、まだもう少しちょっとすいませんお願いします。

先ほどこの都市建設部の保幼小中再編整備室に、いわゆる保幼小中再編整備という部門が教育部門からこっちに移りましたみたいなお話ございました。

結局はハード面とソフト面で分かれたというふうな、そんな位置づけになってるのかなというふうに私も解釈してるんやけども、何が言いたいかといいますと、もしもこの保幼小中の関係で、委員会で何かやっていかなあかんとなった場合、一応のメインは教育部門になるから、委員会で言えば何なのかな、福祉教育のほうになるんですけども、ただ、その時にいや実際のこのハード面のことを、例えば話の土台に上がってきたときに、答えられない可能性もあるかそういった意味ではそういう場合には都市建設部のなんやら整備室っていうところも一緒に入ってやるようなことになるのか、それともいやいやもう全然もう別物ですわと。ハード面はもう総務建設でやってよと、それからソフト面は福祉教育でやってよっていうふうになるのか、その辺りどうなんでしょうか。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今、委員長御質問いただいております、都市建設部にあります保幼小中再編整備室、こ

こでやってる部分についての委員会なりをどちら教育委員会部局で、答弁するのか、町長部局で答弁するのかという御質問でよろしかったですか。

○委員長（中川敦司君）

要は総務建設なのか、当然この位置づけやったらこの保幼小中再編整備室に係ることは総務建設に当然なるんかなと思ってんねんけども。要はハード面がね。

ところがソフト面は、もう当然ながら、教育部門に当然今なってるはずやから、その辺りどない考えたらいいのかなと。

わかります意味。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

総務部、入江でございます。

今の御質問を今回、ハード部分が室で、いわゆる三階に上がっている。

今までのソフトの部分は引き続き、こども未来部に残しておるといった状況です。

おっしゃってるのは、例えば工事が主というような、今回三階に建築職の職員もおりますので、そちらのほうで集中的に整備をするほうが、整備が円滑に進むというような目的から、今回室という形でつくっておりますので、それに関わるようなものは、基本は、そちらの総務建設のほうになるかと思いますが、それが主となるのか従となるのかちょっとわかりませんが、あわせてソフトも聞きたいとかいう話になりますと、そこに教育委員会が入るのかというようなところも出ようかと思いますが、学校の運営がどうなるのかとか、そういうことでしたら引き続き、教育委員会のほうでお答えするような、工事費の予算が上がるようでしたらそれは総務建設のほうになるのかなと思っておりますけど、今のところそういうふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

ということは、その場面場面によって、臨機応変にやれますよというそういうふうにとらえておいたらいいですかね。

そしたら入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

はい。総務部、入江です。

そういうような臨機応変も出てこようかと思いますが、それはちょっと議会運営委員会とかでお諮りしてですね、その辺りどこで審議するのがいいのかというのは、御相談をさせていただいた上で対応していきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

ちょっと初歩的な質問になって申し訳ないんだけど、一番上の総合政策課の横に、総合まちづくり計画ってありますね。仕事として。これ何なのかなと。総合まちづくり計画を作成するのか、企画するのか推進するのか。なぜここに。ほかはちょっと想像つくんですが、総合まちづくり計画、ちょっと何なのと、仕事内容を教えてもらえます。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

総合まちづくり計画が、総合政策課の中の事務であるというところで、どういうことをするかということですかね。

この計画自体が2年前ですかね、策定しています。10年計画になっておりますので、当然その計画を今度は見直すとか当然そういった業務を総合政策課でやっていくというところでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

つくられた冊子の見直し、次に向けた準備っていうすぐやる話ではないですわねこれ。いやわかりました。

この総合まちづくり計画が、順調に進んでるかどうかまでのチェックをしますかここ。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ございません。

総合まちづくり計画と記載しておりますが、当然その計画期間内の進捗管理等につきましても、当然この新たに名称変更しております総合政策課のほうでやっていくということでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

あの中身ってのは各部、この下のいろいろな部署に分かれてますよね。そこが、そのとおりに進んでるかどうかをチェックするのが仕事っていう理解でいいですか。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

当然進捗状況なりのチェックなりをするという職務になろうかと思えます。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいか。

質疑、終結していいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長 (中川敦司君)

なしですか。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり、可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長 (中川敦司君)

挙手全員であります。

よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

○委員長 (中川敦司君)

ちょっと時間結構たちましたので、ちょっと休憩やりましょうか。

35分から再開させてもらいます。

10時35分から再開です。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○委員長 (中川敦司君)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて第45号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長 (池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

それでは、第45号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。着座にて御説明させていただきます。

議案書の31ページから32ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらんください。

改正の理由でございますが、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害

及び通勤による災害に対する補償に関しましては、豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償しているところでございますが、同条例に基づく公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の報酬額を規定していませんでしたので、新たに規定するものでございます。

条例の改正内容でございますが、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表に、新たに公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の報酬額を定めるものでございます。

なお、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償につきましては、令和2年4月に条例改正し、それぞれの区分ごとに報酬額を明文化しておりますが、公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の報酬につきましては、明文化をしておりませんでしたので、今回新たに規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、今回公務災害事案が令和5年1月に発生したことから、条例の規定は令和5年1月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長 (中川敦司君)

はい、ではこれより、本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員 (管野英美子君)

全員協議会で、公務災害があったから、この条例に気がついたみたいな説明があったと思うんですが、もう少し詳しく説明していただけますか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

先ほど、こちらのほうから説明しました令和2年にですね、特別職の条例のほうを改正いたしております、それ以前につきましましては、限定列挙だけではなくですね、その他町長が認めるものというところで、過去にですね、本町のほうでは、平成16年に1件、非常勤の公務災害がございまして、そのときにつきましましては、費用弁償、報酬は支払いをしているとしたところがございます。

今回1月に、公務災害事案が発生したときにですね、私どものほうで、この認定委員会の委員報酬のほうを予算化していないということに、いち早く気付けばよかったんですが、この公務災害補償基金のほうにですね、こちらのほうから実は負担金を毎月お支払いをさせていただいております、その負担金にその分も含まれてるというふうに、ちょっと誤った認識をしております、実際ちょっと事務局のほうと4月に入ってからですね、ちょっとお話しさせていただいたところで、報酬を市町村別にですね予算化しておかないといけないということが判明いたしましたので、今回ちょっとその分を上程させていただいてるところでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

それでは今の説明では、令和5年1月は、町長が認める者ということで支出をしたということですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回、1月に発生した事案について、認定をさせていただいた分について、支払う根拠がないので今回条例を上げさせていただいているということでございますので、その他町長がという令和2年の改正以前の分で報酬額を支払いしてるのは、平成16年の1件のみということでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

それでは、令和5年1月の事案は、支払っていないということなんですか。

遡って支払うってということでもないんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

1月に発生した事案につきまして3月に認定の委員会のほうは開催されております、今回条例を上程させていただいてる中ですね、施行につきましましてはですね、公布の日からというところがございますが、適用については1月1日というところで1月事案をですね、適用を可能とするために、適用を1月1日ということで上げさせていただいております。

○委員長（中川敦司君）

いいですか。

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

確認させてください。

平成16年に事例が発生したときには、その他町長が認める事案でいったと。

平成2年に、改正したのかなこれ。

改正したときにはこの、その他町長が認める事案ってのは抜けちゃったってこと。

だから払えなかった、お金も払ってなか

ったという説明ですか。

お願いします。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

令和2年の改正以前はですね、同条例にはですね、その他町長が特別に定めるものという規定がございまして、この分につきましては当然近隣の状況等を勘案してですね、この金額でっていう決裁をとってお支払いさせていただいたと。

令和2年の4月の改正時にですね、この時点、4月の改正のときにはもう全てを限定列举、何々委員はいくら、何々委員はいくらと、その他云々というような規定はなくですね、全て限定列举にしたというところで、その他で実は平成16年に読んだものを、本来ですと令和2年にですね、その分を新たに公務災害等認定補償委員会委員とか審査会委員という形で、改正するべきところを失念してたというところがございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

きちっと何々委員、何々委員というところを、そのときに漏らしてしまったと。今回見直していけなかったということで、じゃあ、もう全員入りました。

また抜けましたって、抜けてましたみたいなことやないよね。

そういう質問です。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

実は令和、ちょっとはつきりあれなんですけれども、令和3年の12月の議会か何か

のときにですね、実は他部署でも実は漏れてた案件がございまして、そのときに、委員会のほうで全庁的に調べてるのかというようにお話ありまして、そのときにですね、実はそのときも私担当課のほうにておりまして、全庁的には確認は全部、取りあえずはさせていただきましてというお話をさせていただいたところなんですけど、ちょっと言い訳になるんですけど、毎年あるようなものでございましたら、すぐにあるないというのが把握できるんですけど、例えば10年、20年、20年に1回あるかないかというようなものが、今ないとは思うんですけどももしかしたら今後、出てくる可能性もあるかと思っておりますので、その辺りは、また所属のほうに、再度、そういうことがないようにということで、周知のほうはさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

いいですか。

ほかいいいですか。

ちょっと私のほうから、いいですかね。すみません。

どれから聞こうかな。そうそう、このタイトルに、非常勤のものというふうになってますが、その非常勤の方っていう、その位置づけって、どういうふうな例えば方を指しているのか、その辺り説明をお願いいたします。

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回ここで指している、非常勤の区分なんですけれども、非常勤職員って結構いろんなところにいるわけですが、ここで指してる非常勤職員といいますのは、役場の本庁に勤務している非常勤職員の中で、現場作業が伴わない職員ですので、事務方の

職員を指しておりまして、現場とかに出られる職員あるいは本庁以外勤務の非常勤職員については、公務災害補償のほうが適用されますので、ということになります。

○委員長（中川敦司君）

ということは、すみません。

今の話だったら現業とか非現業で言うたら、非現業っていうふうになるということではないですかね。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

考え方としましたら、今委員長おっしゃられるように非現業という形。ただ本庁勤務に限るっていうような、そういう形になってくるかと思えます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

あくまで本庁勤務ということやから、それ以外の部門では、当てはまる人はいらっしゃらないっていうふうなそういう意味なんですかね。

池田秘書人事課長

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

本庁以外の職員につきましては、ちょっと適用する法律が別にございまして、労働者災害補償法ここにですね、どういう職員は、この法を適用するというのが書いておりますので、本庁の場合でいきますと、本庁舎以外に勤務している非常勤職員につきましては、労災法のほうで適用することでございます。

○委員長（中川敦司君）

ということは、今ちょっとたまたま労災の話あったけども、一応この公務災害っていう位置付けと労災という2種類が一応あることなんですね、そしたら、こういう公務員の方でも。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

公務員にはですね、この災害補償関連というのは実は三つございます。

一つは私ども常勤職員に適用されます、地方公務員災害補償法に基づくですね、補償基金という法人がございまして、そちらのほうをお願いしているっていう、これが常勤職員。非常勤職員につきましては、今御説明しました、労災法が適用して、労働局のほうからですね、補償していただくものと、あとは今御説明している特別職非常勤の関連で、補償は、これは法律で市町村が条例で定めるというふうに規定されておりますので、それに基づいて市町村が費用負担すると、この三つがございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、ありがとうございます。

あと1点、ちょっとお伺いしたいんですけども、この認定委員会及び審査委員会、審査会かな、審査会と2種類のこういうふうなものがあるって、この認定委員会というのは、例えば労働災害なり通勤災害もそんなのかな、そういったところで何か怪我したときに、それは、通勤上の災害ですとか、労働上の災害ですということを、それを認められるかどうかというのを決めるのが、認定委員会で、それが認定委員会の役目ですかね。

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

この認定委員会でございますが、市町村で独自で設置しているというものではございませんでして、平成の11年からですね、大阪府の市長会のほうが、各市町村に覚書をさしていただいて、今事務自体はですね市長会の事務局のほうでやっております。

そちらのほうで、各市町村ごとにですね、こういう事案が発生した場合はですね、もう審査をしてくださいということでお願いをしてですね、担当職員が、そちらのほうで事案説明をした上で、それが公務災害として、認定できるかどうかというのをその委員の皆さんにお諮りするところでございます。

もう一つの審査会でございますが、認定に不服がある場合に、不服申立ての制度がございますので、不服立てに対して審査する機関というところでございます。

以上でございます。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第48号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件、関係部分のみでありますこれを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

おはようございます。総務課、寺倉です。

それでは、第48号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

資料は、6月定例会議の第48号議案 一般会計補正予算書をごらんください。

今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、11ページ目の歳出より、御説明のほういたします。

款2．総務費、項1．総務管理費、目6．企画費の10．住民税非課税世帯等支援給付金給付事業、8,925万3,000円でございますが、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、住民税非課税世帯等支援給付金として、一世帯当たり3万円を給付するための費用でございます。

またこのうち、償還金ございますけれども、こちらは令和3年度に実施しました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び令和4年度に実施しました、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の事業完了後の精算による、国庫補助金の返還金でございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

続きまして、13ページのほうをお開きください。

款7．商工費、項1．商工費、目1．商工総務費の2．商工事務事業でございますが、こちらは、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、消費の下支えを行うため、全町民の方に、3,000円分のお買物クーポン券を配布するためにかかる費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上となります。

○委員長（中川敦司君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

おはようございます。行財政課、山内です。よろしく願いいたします。

次に歳入について御説明申し上げます。

9ページをごらんください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金の3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、目6. 商工費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、電力、ガス、食料品等の価格高騰による住民税非課税世帯等支援給付金及びお買物クーポン券配布などに係る国庫補助金でございます。

款20. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源、財源調整として増額するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

そうでしたら。

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

13ページのクーポン券なんですけども、コロナウイルス対策に、クーポン券を発行する判断をどうされたんですか。例えば水道料金の基本料金を減免するとか、そういう選択もあったと思うんですけど、このクーポン券にした理由をお聞かせください。

○委員長（中川敦司君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回コロナ交付金をどう活用していくの

かということにつきましては、庁内でいろいろ、町長以下考えてまいりました。

管野委員がおっしゃるようになりますね、水道料金これまでも減免したこともございます。給食費を無償にしたということもあったかと思います。

今回何に使わせていただこうかなというところで、メニューがいろいろございまして、その中で消費の下支え、あるいは地域の活性化というところに我々今回重点を置かせていただきました。

特に住民の皆さん、ようやくコロナが明けたということで、これからいろいろ外に出られることも多いかなと。地域経済活性化していきたい。

事業所の方も、これまでコロナでいろいろ、いろんな売上げ減というところもあるかと思いますが、そこの辺りを配慮しまして、住民の皆さんと、事業所の方々を支援するという、この両面から、我々これ考えさせていただきまして、今回はお買物クーポン券ということで、活用させていただくという判断をさせていただきました。

○委員（管野英美子君）

はい、管野委員。

具体的に前は、3,000円頂いて1,500円しか使えなかったっていうか、今回は3,000円そのまま使えるんですか。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

以前のやつと同様でして、以前も3,000円分で、1,500円じゃなくて、3,000円で6,000円分のを3,000円という、助成するのは3,000円分は変わらないです。はい。

今回考えておりますのは、前回と同様で、千円使っていただいたら、その半分の500円、1枚500円の券にしようと思っておりますので、

千円使っていただいたら、その半額500円は使えますよっていうところ、お釣りは出ないんで1,200円でも500円。

ただ、次に2,000円使ってもらったら2枚使えて千円分ということで、前回と同じような内容で考えています。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

すごく私うれしいんですね、みんな若い人はね、お米1万円もらったでってスマホを見せ散らかしたりね、するんで、3,000円貰えるのすごくうれしいんですけど、具体的に紙で来るんですか。

一家に来るんですが、世帯主に来るんですか。

○委員長（中川敦司君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

一応前回と一緒に、紙ベースでということで、させていただこうかなと思っております。

配布のほうですが、一応、町民の方全員にということで、今その基準日設けまして、それまでに、住民登録されている方、出生間もない方もというところで、お一人お一人にというところで、世帯主の方に配付のほうはまとめて、配付させていただこうかなと考えております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

歳入ですけど総括質疑でありましたように、必ず国からいただけるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

国のほうから交付限度額として示されている金額が、6,876万8,000円とありますんで、この金額は必ず入ってくるものだと思います。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

関連ですけれども、今まで令和2年、令和3年と、ホームページにあったと思うんですけどね、支出あれば全部ちゃんと入ってきてるんですね。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

令和3年度につきましては、1億3,526万6,300円と、令和2年につきましては、3億9,090万7,140円が入っております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

それは、全額議会で予算を認めたときの、全額入っているということによろしいですか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

令和2年、令和3年度も議会のほうに補正予算お願いした事業に、交付金充当しておりますが、少額のものでありますとか、あと千円単位で、充当しておりますので端数の分については一般財源で見ているということになります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

今と同じ、13ページなんですけど、これ、業務委託料で5,447万2,000円なってますよね。町民1人3,000円ってなってますよね。

だからこの業務委託料のちょっと内訳を教えてください。3,000円を何人に配るのか。そういったとこです。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課の中谷です。

今、予算のほうに上げております業務委託料ですが、まず、全体の対象の人数ですが、4月末現在で、1万8,345人。これはもうちょっと基準日を遅らせますので、増減はあろうかと思えます。

この方々に対してお一人6枚、500円の券を、今6枚ずつ3,000円分ということでお配りしようかなと考えておまして、発行の枚数が、その人数に6掛けまして、11万0,070枚となります。

前回やらせていただいたときに、利用率が95.07%、かなり高こうございます。

今回一応2回目ということで、浸透しているということもありまして、一応見込んでるのが97%の利用を見込んでおります。

先ほど11万何ぼに97%掛けました数で、10万6,768枚ぐらいは出るだろうと。

これに協力をしていただいて、委託料という形で、これ掛ける500円1枚につき500円ですので、これはお店、取扱い店に行く分になります。

それが掛けまして5,338万4,000円。これが主なものとなっております、あとは、店舗の取り扱いをいただいたのを集計して

もらうのに、前回は、郵便局さんをお願いしておりました。その集計、取りまとめというところで業務委託料、大体60万円弱と、あと商工会さんのほうに、取扱い店舗の募集っていうところをお願いしております。そちらも大体50万円というところで委託料全て合わせまして、5,447万2,000円かなというところで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ごめん、よくわからないんですけど。申し訳ない。

これ、11万何枚か印刷しますよね。その印刷費っていうのが、10番の印刷製本費とはちょっと違うのかな。

その内訳、業務委託料を一括業務委託料になるのこれ、今話してる印刷が入るとか。印刷費は入ってないのかもしれないけど、誰にどういうふうな業務委託か、ちょっともう一つ説明がわかんないんでお願いします。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

説明がちょっと不十分でっていうか、業務委託料、まず、印刷のほうは、クーポン券印刷とか、もろもろのポスターとか、チラシの印刷ということでそちらは印刷製本費のほうに上げさせていただいております。

今、御質問の業務委託料のほうですが、ちょっと重複になりますが、まず、商工会さんのほうに一応取扱店の募集というところで、そちら呼びかけていただいたり、取りまとめていただくというところで50万円。

それと、先ほどの実際にクーポン券を、

使ったというところで、店舗から今度、どの店舗が何枚使いましたよってというような集計っていうか、取りまとめをやっていたくというところ、こちらのほうは郵便局にやっております、こちらが60万円弱ぐらい。

というところで、あとは、取扱い店舗さんへの支出ですね。実際に、クーポン券を使っていただいた費用ということで、一枚当たり500円掛ける使われた量ということで今想定が10万何枚ですよってというお話が5,300何ぼというところで、全て合わせまして、5,400なんぼっていうところになります。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

続けてちょっと申し訳ないんですが、12ページ終わりますが、こちらごめんなさい11ページ、非課税の方の3万円とあります。

この6,429万から計算すると、2,143件なんですけど、豊能町の件数からしたらやけに高いんですけども、間違いはないですか。非課税世帯2,143件。計算間違いしてるかな。ごめんなさいお願いします。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり、基礎数値は2,143世帯としてます。

これ予算を上程させていただく段階ではまだ税の課税非課税の人数確定してない段階でしたので、4月時点の見込みの件数で上げさせていただきました。ただ例年見ますと、実際はこれよりも若干減りますので、例年は大体2,000世帯前後になるかとは考えております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ちょっと、豊能町の財政が大変だなと思っちゃうんだけど。これ、各家庭ですよ。個人じゃないですよ。

そこのとこだけ確認します。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉です。

支給させていただくのは個人さんではなく、各世帯ごとに、世帯主さんあてに支給させていただくというものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

9ページの歳入のほうの質問です。

今回財政調整基金に2,165万2,000円を用意してますけども、具体的にどの部分、何でこういう質問するかっていうと、私は今回のコロナ、国のお金で全部賄えるんじゃないかなと思ってたんですが、今財政調整基金が出てくることに違和感持ってんですね。

ですから、これは要するに、コロナのこれを使うためにどうしても出さなくちゃいけない、国の対応できない部分を出そうとしてるのか、ちょっとその説明をお願いします。

なぜかといえば、先日、スマートシティの1億3,500万、コロナのほうで何とか、というような説明いただいたんでね、そのためにこれ出すのかなというふうな、ちょっと不信感を持ってますので、そういう意味での質問です。

○委員長（中川敦司君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉でございます。

財政調整基金繰入金が2,165万2,000円と

いうことになっております。

これ歳出の11ページの上のほうごらんいただけたらと思うんですけども、住民税非課税世帯等支援給付金給付事業のところで、一般財源が同額2,165万2,000円出ております。

この金額が実際繰入金になるんですけども、まず一番下22番の償還金1,274万9,000円と。これにつきましては、何か補助金があってということではなく、去年令和4年度に貰い過ぎた分を返すというところで、特に補助金、特定財源はないので、まず一般財源として出てくると。プラスあと事務費がですね、今回、例年令和3年度4年度の給付金事業ありましたけれども、事務費につきましても、100%補助だったんですけども、今年度市町村ごとに上限額を設けられてしまっております。それが豊能町でいきますと333万4,000円ということで、上限額を設けられてしまっていることもありまして、超えた分につきましては、一般財源という形で計上させていただいております。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

今の事務費のみですね。333万が上限とおっしゃった。すぐ計算できないで申し訳ない。幾ら不足してるのかな。

要するに、財政調整基金からどんだけ、財政調整基金に負担かけたのかお尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

不足額としましては、890万3,000円になります。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

これ一世帯3万円というのは、どなたが決めたんですか。一世帯2万円だったら、財政調整基金使わなくて済むんじゃないんですか。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

一世帯3万円は、国のほうから決められています。

例えば3万円を超えて4万、5万支給する市町村もあるかもわかりません。余りちょっとそういう市町村聞いてないですけど、その場合は3万を超えた分は、もう市町村の負担ということで聞いてますんで、一応3万円というのは国のほうの通達のほうでルール設定されてございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

じゃ、クーポン券うれしいですけどね、財政調整基金を、ここで財源調整されてるかもしれないけど、クーポン券配るんですか。金額減らしたらどうなんですか。

○委員長（中川敦司君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回予算を編成させていただくときにですね、確かに財調を取り崩さなあかんという状況が生まれてきてるところは我々も、一定そこはちょっと検討はさせていただきました。

管野議員おっしゃられるように、お買物クーポン券減らしたらいいやんという話もあるんですけども、ちょっとそのところも、例えばそれが2,500円なのか、例えば1,500円なのかというところで、いろいろ

検討はしたんですけども、なかなか使っていただくときにですね、その使い方がどうなのかというところがございまして、やっぱりそこは3,000円でいきたいというこちらの思いがございまして。

財調崩してまでやるのか、一部崩してまでやるのかというところなんですけども、冒頭私申し上げましたように、今回地域で今までずっとこうコロナの関係でですね、事業所なり、住民の方々いろいろ御不便をかけてきたっていうところが1点ございまして。

それとやっぱり、我々、町長もそうなんですけども、危惧してましますのがやっぱり町内の商店の活性化というところ、我々特に危惧しております、そこを何とか少しでも事業所のほうを支援したいという思いもございまして、今回こういう措置をさしていただいて、一般財源をちょっと使う、ちょっとじゃないですけども、使わせていただいてまでもさせていただきたいという思いで計上させていただきました。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

秋元議員も私もね、スマートシティの企業版ふるさと納税1億3,518万1,000円を空で言えるようになりましたけど、それが戻ってきてたらね、まだそんなこと言わないですよ。やっぱり、クーポン券うれしいもん、私もね3,000円もらったら。そういうところでやっぱり、しっかりお金入金してもらってくださいね。

でないと本当に喜ばないから。よろしくお願いします。要望です。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

3万円は国からって言ってますけど、こ

れ国には2万円にしてくれとは言えないんですか。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

国のQ&Aなんか見てますと、額は別にして、この3万円をやらなくていいのかどうかという、Q&Aとかもあつたんですけども、国のほうからは市町村にはやってもらいたいというか、やるべしということでQ&Aなんか出てまして、通達もそういう形で出てますんで、金額についても3万円というところで、国の提示してるとおりやらせていただくというところでございます。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

1回そういうふうにならんと、国に聞いてみはったらいかがですか。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

国直接というより、大阪府通じてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

これ要望なんだけどね、もう国がやっぱりコロナで何とかね、活性化したい。で、うちのほうも、今おっしゃったとおり、地域の活性化ってことでこうやって使うわけですよ。

でも実際さっき質問したように、非課税の世帯が2,000ぐらいあるわけです。非常に厳しいわけですよ。

厳しい中でね、さっき議長は空で言える

ぐらいの1億3千万をやっぱり何とかして
いただきたい。

もうねえ、これは町長、副町長にお願い
することですけども、やっぱり何か私、財
政調整基金が崩されるたびにね、同じ質問
せざるを得なくなりますので。

これは要望です。

ですけども、確実に取り組んでいただき
たいと思いますのでお願いいたします。

要望で終わり

○委員長（中川敦司君）

ほかいいいですか。

私のほうからそしたらちょっといいです
か。細かい話ですいません。

11ページと13ページ、どちらも大きな額
の事業でありますけども、この人件費事業
の、それぞれちょっと見させていただいて、
何か違いがあるなと思ったのが、期末手当
ってというのがこの11ページにはあって、そ
れから、13ページには期末手当がないとか、
そういった、ちょっと違いがあるんやけど
も、何かどちらもこの非常勤の方の報酬と
いうのが一番上に来てますけども、片や期
末手当があり、片やこっちは期末手当がな
い、その辺り何か違いなんかあるんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

期末手当を要求してるところ、要求して
ないところというところでございますが、
期末手当の支給要件がございますので、会
計年度任用職員にですね、今回事業でお伝
いいただくときに、週に2日程度でいいと
いう場合ですと、当然期末手当の対象にな
りませんし、15.5時間以上の勤務というこ
とになりましたら、期末手当の対象になり
ますので、各所属のほうで、この事業をし
ていく中でですね、会計年度任用職員をど

の程度任用してほしいかというところの任
用日数等に応じまして、積算しております
ので、期末手当がない部分につきましては、
時間数に達してない形での任用というこ
とでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、わかりました

ほかいいいですか。

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

業務委託料が入ってましたね。ちょっと
ごめんね、すぐ出てなくて。

13ページのほうかしら。さっき1千万ぐ
らい業務委託って言ってましたね、今回の
あれで。2千何件の分かと思うんだけども、
これどこに何を業務委託するのかお尋ねし
ます。

○委員長（中川敦司君）

13ページはさっき説明しましたよ。

11ページのことですか。

○委員（秋元美智子君）

業務委託料が約1,000万、対象になる非課
税の方が2,100何件、そこに、この業務委託
料はどんなところを委託するのかという質
問です。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

今、御質問の業務委託料でございます。
11ページ目のほうに1,096万6,000円とい
うことで計上させていただいておりますけ
れども、これは給付金システムの導入経費で
ございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

システムの改修費ですか。前回は配って
んですよね。なんでまたすんのかな、改修

費が要るのかな。

ちょっと理解できないんで説明お願いします。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

この給付金システム、通常基幹系システムといいますのは、住基システムだったり介護システム、税金のシステム、全て町に入っておるんですけども給付金システムにつきまして臨時的なシステムになります。

ですので、今回は令和5年度非課税世帯を抽出しますので、また、一からといいますか構築する必要がございますので、今回も、業務委託料としてシステム導入経費を計上させていただいております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

前は4年のみなくちゃいけなかった。今回5年だから、またそこで新しいシステムが必要なんですよ。で、1,000万円超えるわけでしょ。

ちょっと使い過ぎって変な言い方だけでも、毎回毎回このね一年単位ごとで1,000万円ぐらいかかってくるという、町として何とか対策できないんですかね、これ。1億3千何百万の話もあるし、これちょっと担当課に聞く話ではないのかもしれないけども、毎回何か、国がコロナで動く度にこのシステムの改修費が動いている。

無理ですか。前に私職員の力で何とかしてほしいとお願いしたことあったと思うんですが。大体もう決まっちゃいますよねこの対象者は。だったら何とかいけるような気もするんですがいかがでしょう。

○委員長（中川敦司君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり決して安い金額じゃございませんので、何とか安くシステム改修といいますか、ツールといいますかね、できればいいとは考えておるんですけども、やはり2,000世帯程度ありますので、二重給付であつたり、給付漏れっていうのは極力というか絶対避けたいところがございますので、そういった意味でも、住基データあるいは税データを引っ張ってきた給付金システムを活用して、給付事務を進めたいというところで計上させていただいております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

わかりました。

今回はね、こういう形はわかりました。

ただ町として今後どうするか考えていただきたい。

ぜひお二人にお願いします。

○委員長（中川敦司君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

確かに委員おっしゃるように、この企画費の中の業務委託料というのはシステム改修費ということでございまして、毎回議員のほうからも、そういう御指摘いただいております。

で、どの人数になればこのシステム改修使わなくて、手でできるのかというところもあろうかと思えます。

もっと少ない人数であれば、前にも永並委員もおっしゃってられるように、もう手でやった方が早いやんというようなところもあろうかと思えますが、そこんところ、我々、費用対効果というところも含めましてですね、システム改修についてはこうい

う、毎回毎回御指摘いただいているのを踏まえまして、改めて、企業側とも交渉はしてまいります。

それと先ほど申しました対象人数等々、いろいろ考慮しながらですね、この業務委託料がどの程度適切なのかということも十分精査させていただいて、予算として計上する際には、そういったことも丁寧に御説明できるようにはさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

すみません。いつもねこのシステムの話になるとねこういう、質問が出てくるんですけども、単純に、これ私がちょっとね、簡単に思い過ぎてるのかもわからないけども、CSVかエクセル表でダーッと一覧にしたら、非課税か課税かというのは、一目瞭然にわかるかなと。その中から非課税の所帯だけぽつと抜き出したらそれで済むんかな、事済むんかなと私はそんなふうに考えてるんやけど。簡単にできるん違うかなあと思うんやけども、そんな単純なものじゃないということかな。

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

手法的には恐らくCSVでシステムからはき出して、それをまた何か関数とか使って掛け合わせるというやり方もあろうかと思うんですけど、全国的な具体的にどこの市町村でわけじゃないですけど事例とかもちょっと見てますと、どうしても給付漏れであったり二重給付ってのはそれで発生してるっていうのを聞いたりしますので、そういったものをもう極力というか、100%防ぐためにシステムを構築させていただいて支給させていただきたいというところでございます。

○委員長（中川敦司君）

それから、もう1点すいません。お伺いしたいのが、住民税非課税世帯で3万円を配布する世帯の対象というのは、当然同じ家の中で、世帯が分かっているような場合もあって、こちらの世帯の方は非課税やから一応対象やけども、でもその同族家族というかね、所帯は違うかもわからんけど結構収入ある人がいたりとかいうふうな場合は、この方はもらえないよみたいなそんなんでしたっけね。

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

非課税世帯の方、何人かいらっしゃってその方が課税者に扶養されてる場合、これはもう該当はしませんので。

○委員長（中川敦司君）

そういうことですね。

そういった意味で、そういう、ちょっとややこしい事例もあるから、ちょっと非常に注意してやらなあかんのですよ。だからしっかりとそういった意味でシステムを活用したいというそういうふうな意味ですかね、そういう部分もあるんかな。

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい、委員長お見込みのとおりで、そういう部分も確認してやっていきたいということで、予算計上させていただいております。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

わかったけど、先ほど副町長おっしゃったようにシステム会社と話し合っただけでもひど過ぎる。何か国がそれこそね、そういったところにね何か、それこそそういった企業を活性化させるためのね、やり方

かと思っちゃうぐらい高過ぎるので、今後、
取り組みよろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

もうよろしいか。

ほかいいですね。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい、そうしましたら、質疑を終結いた
します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに
賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって第48号議案は原案のとおり可決さ
れました。

以上で本委員会に付託された案件は、全
て終了いたしました。

続きまして、その他について、委員間の
討議を行う事項等ありますでしょうか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい、では、以上で本委員会を閉会した
いと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい、異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定
をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり町長から挨拶が

ございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

はい、上浦でございます。

総務建設常任委員会の閉会に当たりまし
て一言御挨拶を申し上げます。

本日、御提案させていただきました議案
に対しまして慎重に御審議を賜りまして、
また、御決定をいただきまして誠にありが
とうございます。

ちょっと余談でございますが先ほどのシ
ステム改修の話、内部でも十分議論させ
ていただいておりますね、そのベンダーに対
してもですね、何回となくですね担当のほう
から、何とかならないのかということで、大
分、押し問答させていただきましたけれど
も、なかなかですねこの手のものについ
ては融通がきかないというようなことにな
ってございます。

副町長が答弁したようにですね、引き続
き、ベンダーに対しては、自治体クラウド
でございますので、ほかの町村と連携しな
がら、引き続き要望してまいりたいと思
いますが、ハードルは高いところもあろう
かなというのが実感でございます。

大雨も近づいてきてございます。私たち
も危機管理、今日もですねしっかりと取
組んでまいりたいと思います。

委員の皆様も、御自愛をいただきますよ
うをお願いを申し上げまして、閉会の御
挨拶をさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（中川敦司君）

ではこれを持ちまして、総務建設常任委
員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前 11 時 25 分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長